2024 年 8 月 5 日

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
旭化成株式会社
代表取締役　工藤　幸四郎

**吸収分割に関する事前開示事項**
**（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）**

当社は、旭化成アドバンス株式会社（住所：東京都港区新橋六丁目 17 番 21 号。以下「AKA」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、AKA を吸収分割承継会社とし、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社の事業のうち再生セルロース繊維（製品名：ベンベルグ®）の裏地生地の製造・販売事業に関する権利義務を AKA に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に関する契約を締結いたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
   吸収分割契約書の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）
   AKA は当社の 100%子会社であるため、本吸収分割は無対価分割とし、本吸収分割に際して、AKA から当社に対して株式の割当て、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 会社分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
   該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
   該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
   (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
   最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。
   (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 当社は、2024 年 4 月 24 日開催の取締役会において、リチウムイオン電池（LIB）用湿式セパレータ「ハイポア™」について、カナダ・オンタリオ州における製膜・塗工一貫工場建設を決議しました。概算投資額は1,800億円、商業運転開始時期は2027年を予定しています。当該工場に関しては、本田技研工業株式会社と基本合意書を締結し、出資に関する検討を進めています。また今回のカナダ工場建設に関して、当社の 100%子会社である旭化成バッテリーセパレータ株式会社は、株式会社日本政策投資銀行に対し優先株を発行し、資金提供を受けることに合意しました。さらに、カナダ連邦政府、オンタリオ州政府から補助金・税恩典等を受ける予定です。

(2) 当社は、2024 年 5 月 28 日開催の取締役会において、スウェーデンの製薬企業 Calliditas Therapeutics AB（以下「Calliditas 社」）を公開買付けによって買収することを決議しました。公開買付け期間は 2024 年 7 月 18 日から 2024 年 8 月 30 日までを予定しています。また、Calliditas 社の発行済普通株式総数(自己株式を除く)の 90%以上の応募を、本公開買付けの成立の前提条件としています。公開買付け価格は 1 株当たり 208 スウェーデンクローナ(2024 年 5 月 27 日付為替レートで約 3,076 円)、米国預託証券の 1 株当たり 416 スウェーデンクローナです。公開買付けに要する資金総額は約 118 億スウェーデンクローナ（約 1,739 億円、53,672,069 株を基準として計算）を予定しています。

7. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社

当社の最終事業年度末日（2024 年 3 月末日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 1,967,465 百万円及び 1,341,855 百万円であるところ、本吸収分割により効力発生日において当社が AKA に承継させる予定の資産及び負債の額（2024 年 3 月末日現在） はそれぞれ約 831 百万円及び約 40 百万円であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されていないため、本吸収分割後において、当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような

事態は、現在のところ予測されていません。以上より、本吸収分割後においても、当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) AKA

AKA の最終事業年度末日（2024 年 3 月末日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は別紙 2 記載のとおりそれぞれ 54,199 百万円及び 35,257 百万円であるところ、本吸収分割により効力発生日において当社が AKA に承継させる予定の資産及び負債の額（2024 年 3 月末日現在） はそれぞれ約 831 百万円及び約 40 百万円であり、同日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも現在のところ予測されていないため、本吸収分割後において、AKA の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の AKA の収益状況について、AKA の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。以上より、本吸収分割後においても債務の履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１　吸収分割契約書

（添付のとおり）

別紙２　吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

（添付のとおり）

# 吸収分割契約書

旭化成株式会社(以下「分割会社」という。)及び旭化成アドバンス株式会社(以下「承継会社」という。)とは、分割会社が再生セルロース繊維（製品名：ベンベルグ®）の裏地生地の製造・販売事業（以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務を吸収分割により承継会社に承継させること(以下「本件吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本件契約書」）を締結する。

第 1 条(吸収分割)

分割会社は、本件吸収分割により、分割会社の本件事業に関して分割会社が有する第 5 条に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条（分割会社及び承継会社の商号及び住所）

本件吸収分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

分割会社　商号：旭化成株式会社
　　住所：東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
承継会社　商号：旭化成アドバンス株式会社
　　住所：東京都港区新橋 6 丁目 17 番 21 号

第 3 条(効力発生日)

本件分割の効力発生日は、2024 年 10 月 1 日(以下「効力発生日」という。)とする。ただし、分割会社及び分割会社間の合意により、効力発生日を延期することができる。

第 4 条(対価の交付、資本金及び準備金)

1. 承継会社は、本件分割に際し、分割会社に対して一切の対価を交付しない。
2. 承継会社は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 5 条(承継する権利義務)

分割会社は、効力発生日の直前の時点における本件事業に係る資産、負債及び権利義務(契約上の地位を含む。)を、承継会社に承継させる。承継会社が本件吸収分割により分割会社から承継する債務については、全て承継会社が免責的債務引受の方法により引き受ける。

第 7 条(分割承認決議)

分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに取締役会を開催し、それぞれこの契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続の進行に応じて必要あるときは、両社協議のうえ、これを変更することができる。なお、分割会社においては簡易分割(会社法第 784 条第 2 項)の要件を満たすこと及び承継会社においては簡易分割(会社法第 796 条第 2 項)の要件を満たすことから、両社において株主総会の承認を要しない。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本件契約書の締結後、本効力発生日までの間において、分割会社及び承継会社が必要と認めた場合には、分割会社及び承継会社は協議し合意の上、本件契約書に規定する条件を変更し、又は本

件契約書を解除することができる。

第９条(協議事項)

分割会社及び承継会社は、本件契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、誠意をもって協議し、円満にその解決を図るものとする。

以上の取り決めを証するため、分割会社及び承継会社は、本件契約書正本２通を作成し、記名捺印のうえ、各社１通ずつこれを保有する。

２０２４年８月１日

東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
分割会社　旭化成株式会社
代表取締役社長　工藤幸四郎

東京都港区新橋６丁目17番21号
承継会社　旭化成アドバンス株式会社
代表取締役社長　八神正典

# 承継権利義務　明細表

本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継する権利義務は、本件吸収分割の効力発生日の直前の時点において分割会社が本件事業に関して有する以下の権利義務とする。

1. 資産
   (1) 分割会社が管理する本件事業に関する製品在庫、および仕掛品在庫
   (2) 分割会社が管理する本件事業のみに使用される固定資産
   (3) 本件事業のみに使用される特許権、著作権、意匠権、商標権、これらの登録を受ける権利その他知的財産権（技術情報、営業情報、実験情報、実験成果、ノウハウ、を含む。）の一切。
   (4) 分割会社が保有する旭日繊維株式会社の株式一式

2. 負債・債務
   (1) 一切の負債・債務（偶発債務、簿外債務その他の債務を含む。）は承継対象としない。
   (2) 前項の規定にかかわらず、分割会社が本件事業に関しブイ・ネット株式会社から預かっている、預かり取引保証金に関する返還債務のすべては、承継対象とする。

3. 契約上の地位
   分割会社を当事者として締結された本件事業に属する一切の契約に関する契約上の地位及びこれに基づくすべての権利及び義務（4 項で規定されるものを除外する)。
   但し、本件事業以外の事業にも属する契約については、本件事業に関する契約上の地位及びこれに基づく権利及び義務に限る。また、保険契約並びにそれらに基づく権利義務は、承継対象から除く。

4. 雇用契約等
   効力発生日の直前の時点において本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生したすべての権利及び義務を承継対象とはしないものとする。

第５１期

# 事業報告及び附属明細書

２０２３年　４月　１日から

２０２４年　３月３１日まで

旭化成アドバンス株式会社

事業報告

（２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで）

１．会社の状況に関する重要な事項

（１）当該事業年度における当社の重要な意思決定

| 開催日 | 議題（タイトル） |
|---|---|
| 2023年4月24日 | ・廃プラケミカルリサイクル投資に係る投資について<br>・2022年度内部統制の有効性評価結果について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年5月23日 | ・2023年3月期決算関連について<br>・グループ基本原則の発効に関する手続きについて<br>・グループ規程改定に伴う決裁権限規程の見直しについて<br>・アドバンス取締役会規程の見直しについて<br>・22年度「法令等の遵守」に係る内部統制自主評価結果について<br>・新人事制度に沿った人事関連規程の改定について<br>・6/1付 人事異動について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年6月21日 | ・エアバッグ包材 インド現地法人設立について<br>・決算・定時株主総会関連について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年6月30日 | ・代表取締役の選定の件<br>・役付取締役の選定の件<br>・2023年度（2023年7月度から2024年6月度まで）の取締役の個別報酬額の決定の件 |
| 2023年7月20日 | ・23年度第一四半期決算について<br>・監査役監査計画について<br>・決裁権限規程（別表）の見直し<br>・エアバッグ包材 インド現地法人設立について<br>・8/1付人事異動について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年8月22日 | ・10/1付組織改正について<br>・取締役 執行役員の新任・退任について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年9月22日 | ・①23年度中間予想について／②23年度下期CMS極度枠について<br>・エアバッグ包材 インド現地法人設立について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年10月16日 | ・第二四半期決算について<br>・2024年１月１日付　組織改正について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2023年11月24日 | ・業務執行状況報告の件 |
| 2023年12月15日 | ・海外勤務制度の見直し<br>・1/1付人事異動、組織改正<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2024年1月24日 | ・23年度第３四半期決算について<br>・繊維事業関連事案<br>・4/1付組織改正<br>・業務執行状況報告の件 |

| | |
|---|---|
| 2024年2月26日 | ・定款の改定（内部監査指摘事項への対応）<br>・4/1付人事異動（理事の退任・事業部長格人事）について<br>・4/1付 取締役 執行役員の役付き変更について<br>・業務執行状況報告の件 |
| 2024年3月25日 | ・24年度年初予算について<br>・4/1付 取締役の退任、新任について<br>・業務執行状況報告の件 |

（２）その他の重要な事項

該当事項はありません。

２．会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

３．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

（１）業務の適正を確保するための体制にかかる決議の概要

当社取締役会において、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制の整備について決定しております。

① 取締役のコンプライアンス体制

1. 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
2. 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
3. 当社は、「取締役会規程」および「決裁権限規程」において、①重要な財産の処分および譲受、②多額の借入れなどの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定している。
4. 当社は、監査役設置会社であり、監査役は、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っている。

② 情報の伝達報告および保存管理の体制

1. 当社は、株主総会、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議にて、取締役および経営幹部から、当社および当社子会社の経営上の重要な事項や業務執行に関わる重要な情報の報告を、法令、定款、「取締役会規程」および「決裁権限規程」等に基づき、適切に付議・報告し、議事録を作成したうえで、これを適切に保存・管理している。
2. 当社社長は、当社の主たる子会社の経営に係る重要な意思決定、業績などについて、その会社の取締役(および監査役)から適宜報告を受けている。
3. 当社および当社子会社の経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部場で作成し、適切に保存・管理している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 「(旭化成)グループ決裁権限規程」および当社「決裁権限規程」により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項および当社の子会社での決裁事項を定めて

いる。

2. レスポンシブル・ケア、コンプライアンスなどに関するリスクへの対応については、旭化成株式会社（以下「持株会社」という。）の環境安全部の指導・協力を得ながら、当社および当社子会社のそれぞれの所管部場において教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施している。（注：レスポンシブル・ケアとは、環境安全、保安防災、製品安全、労働安全衛生・健康への対応をいう。）

3.　当社および当社子会社の危機管理は、人事総務部が所掌している。

④ 効率性の確保の体制

1. 当社は、経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、「(旭化成)グループ決裁権限規程」および当社「決裁権限規程」に定められた決裁事項の決定を行っている。

2. 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。

3. 業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより迅速かつ的確に代表取締役社長兼社長執行役員（以下「社長」という。）を含む経営幹部に提供している。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 親会社である持株会社の制定する企業倫理に関する方針・行動基準およびコンプライアンスに関する諸規程は当社および当社子会社に適用され、企業倫理に関する冊子が当社および当社子会社の役員および全従業員に配布されている。また、当社においては「コンプライアンス教育担当者」を置き、当社および当社子会社の法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙・監査活動を実施している。

2. 上記「企業倫理に関する方針・行動基準」の当社および当社子会社における遵守状況について、持株会社に設置された「リスク・コンプライアンス委員会」によるモニタリングを受けている。

3. コンプライアンス体制の強化を図るために、旭化成グループ全体を対象とする「内部通報制度」が導入され、当社および当社子会社を含むグループに働く全ての人が利用できる仕組みが設けられている。

4. 持株会社の内部監査部門の役割を担う持株会社「監査部」による、当社および当社子会社の各部場における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を受けている。

⑥ 監査役支援の体制

1. 当社は、監査役の求めがある場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くことを検討する。

2. 前項の監査役の職務を補助する使用人を置く場合、その独立性と指示の実行性に配慮する。

⑦ 監査役への報告の体制

1. 取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社監査役に報告すべき事項および報告の方法を定めている。
2. 監査役は、毎年度末に取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めている。
3. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社取締役および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に報告を求めることができる。

   前項の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として一切の不利な取扱いを受けないものとする。

⑧ 監査にかかる費用負担の方針

1. 当社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
2. 当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等について、一定額の予算を設ける。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役が、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施し、当社社長と定期的に意見交換を実施できる体制になっている。
2. グループ監査体制の実効性を高めるために、当社の監査役が、持株会社監査役および持株会社の内部監査部門と定期的に意見交換を実施できる体制になっている。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

旭化成グループ「企業倫理に関する方針・行動基準」において、反社会的勢力の排除、すなわち、反社会的勢力と断固として闘い、いかなる利益供与、取引その他の関係を持ってはならないことを方針・行動基準の一つとして掲げている。

また、対応統括部署である持株会社総務部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、グループ内での周知・注意喚起などを図っている。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制は前記のとおり有効に運用されています。

また、上記（１）③２に記載している「レスポンシブル・ケア」については、2017年1月に環境安全・品質保証グループを新設し（現在は環境安全・品質保証部に名称変更)、社内体制および規程・マニュアル類を整備するとともに、レスポンシブル・ケア活動計画策定、実行推進・フォロー・レビュー、教育等を実施しています。

４．親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との間において、当社の本事業年度に係る個別注記表において注記を要する取引がありますが、当社取締役会は、以下の理由により当該取引は当社の利益を害さな

いと判断しています。

・原則として市場価格での取引であること

・当社の利益が害されないよう審査していること

以　上

# 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

# 計算書類及びその附属明細書

第５１期

（２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで）

旭 化 成 ア ド バ ン ス 株 式 会 社

（第５１期）

# 貸　借　対　照　表

（２０２４年3月３１日現在）

旭化成アドバンス株式会社

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | | 百万円 |
| （資産の部） | （　54,199） | （負債の部） | （　35,257） |
| 流動資産 | 48,278 | 流動負債 | 31,840 |
| 現金及び預金 | 1,923 | 支払手形 | 10 |
| 受取手形 | 2,419 | 電子記録債務 | 972 |
| 電子記録債権 | 8,177 | 買掛金 | 23,694 |
| 売掛金 | 22,482 | 短期借入金 | 4,924 |
| 商品 | 11,163 | リース債務 | 7 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12 | 未払金 | 782 |
| 前渡金 | 269 | 未払費用 | 956 |
| 前払費用 | 14 | 前受金 | 329 |
| 未収入金 | 210 | 未払法人税等 | 110 |
| 未収還付法人税等 | 146 | 預り金 | 37 |
| 未収消費税等 | 1,462 | その他 | 18 |
| 立替金 | 50 | | |
| その他 | 61 | 固定負債 | 3,417 |
| 貸倒引当金 | △108 | | |
| | | 退職給付引当金 | 1,849 |
| 固定資産 | 5,921 | リース債務 | 12 |
| | | 預り保証金 | 1,541 |
| 有形固定資産 | 597 | その他 | 16 |
| 建物 | 111 | | |
| 建物附属設備 | 74 | （純資産の部） | （　18,943） |
| 構築物 | 13 | | |
| 機械及び装置 | 145 | 株主資本 | 18,837 |
| 車両運搬具 | 0 | | |
| 工具、器具及び備品 | 23 | 資本金 | 500 |
| 土地 | 212 | | |
| リース資産 | 18 | 資本剰余金 | 5,306 |
| | | 資本準備金 | 120 |
| 無形固定資産 | 1,256 | その他資本剰余金 | 5,186 |
| ソフトウェア | 358 | | |
| その他 | 897 | 利益剰余金 | 13,030 |
| | | 利益準備金 | 5 |
| 投資その他の資産 | 4,069 | その他利益剰余金 | 13,025 |
| 投資有価証券 | 385 | 繰越利益剰余金 | 13,025 |
| 関係会社株式 | 2,549 | | |
| 長期前払費用 | 62 | 評価・換算差額等 | 106 |
| 繰延税金資産 | 755 | | |
| 差入保証金 | 317 | その他有価証券評価差額金 | 89 |
| その他 | 2 | 繰延ヘッジ損益 | 17 |
| 貸倒引当金 | △1 | | |
| 資産合計 | 54,199 | 負債・純資産合計 | 54,199 |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

（第５１期）

# 損　益　計　算　書

２０２３年４月　１日から
２０２４年３月３１日まで

旭化成アドバンス株式会社

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売　上　高 | | 63,418 |
| 売 上 原 価 | | 52,046 |
| 売 上 総 利 益 | | 11,371 |
| 販売費及び一般管理費 | | 9,657 |
| 営 業 利 益 | | 1,714 |
| 営 業 外 収 益 | | 216 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 86 | |
| 為　替　差　益 | 114 | |
| そ　の　他 | 16 | |
| 営 業 外 費 用 | | 70 |
| 支　払　利　息 | 57 | |
| そ　の　他 | 13 | |
| 経 常 利 益 | | 1,861 |
| 特 別 利 益 | | 2 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 0 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 2 | |
| 特 別 損 失 | | 22 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 1 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 2 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 4 | |
| 災 害 に よ る 損 失 | 15 | |
| 税引前当期純利益 | | 1,841 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 579 |
| 法人税等調整額 | | 17 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,245 |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

（第５１期）

# 株主資本等変動計算書

２０２３年４月　１日から
２０２４年３月３１日まで

旭化成アドバンス株式会社

| （単位：百万円） | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 500 | 120 | 5,186 | 5,306 | 5 | 12,327 | 12,332 | 18,139 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △547 | △547 | △547 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,245 | 1,245 | 1,245 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 698 | 698 | 698 |
| 当期末残高 | 500 | 120 | 5,186 | 5,306 | 5 | 13,025 | 13,030 | 18,837 |

| （単位：百万円） | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 78 | △10 | 69 | 18,207 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △547 |
| 当期純利益 | | | | 1,245 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 11 | 27 | 37 | 37 |
| 事業年度中の変動額合計 | 11 | 27 | 37 | 735 |
| 当期末残高 | 89 | 17 | 106 | 18,943 |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

（第５１期）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券
子会社株式及び関連会社株式‥‥‥移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
‥‥‥時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等‥‥‥移動平均法による原価法
（２）棚卸資産
商品‥‥‥‥‥‥‥‥‥月次総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品‥月次総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
（３）デリバティブ等の評価基準及び評価方法‥‥‥時価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）‥‥‥定額法
（２）無形固定資産（リース資産を除く）
‥‥‥ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）
に基づく定額法
‥‥‥その他の無形固定資産は定額法
（３）リース資産　‥‥‥所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金‥‥‥債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見
込額を計上している。
（２）退職給付引当金‥‥‥従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の
見込額に基づき計上している。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に
帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、製品の製造及び商品の仕入販売を主な事業としている。商品の販売については、主として商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を計上し、当社が第三者のために代理人として取引を行っている場合には、手数料の額で収益を計上している。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

（２）ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を採用している。

（３）グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用している。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

棚卸資産の評価

| | |
|---|---|
| 商品の貸借対照表計上額 | 11,163百万円 |

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は取得原価で評価しているが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、正味売却価額で評価し、取得原価との差額を当期の営業費用として処理している。

営業循環過程から外れた棚卸資産については、将来の販売可能性について合理的に見積り、将来の使用見込みを考慮して評価損の計上を行っている。

（貸借対照表に関する注記）

| | |
|---|---|
| １．有形固定資産の減価償却累計額 | 1,130百万円 |

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| （１）短期金銭債権 | 3,127百万円 |
| （２）短期金銭債務 | 15,975百万円 |

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| （１）営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 7,815百万円 |
| 仕入高 | 19,315百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,032百万円 |
| （２）営業取引以外の取引高 | 55百万円 |

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 20,001株 |

２．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月30日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| （イ）配当金の総額 | 547百万円 |
| （ロ）１株当たり配当額 | 27,339円 |
| （ハ）基準日 | 2023年3月31日 |
| （ニ）効力発生日 | 2023年6月30日 |

３．当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月28日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。

普通株式の配当に関する事項

| | |
|---|---|
| （イ）配当金の総額 | 387百万円 |
| （ロ）配当の原資 | 利益剰余金 |
| （ハ）１株当たり配当額 | 19,359円 |
| （ニ）基準日 | 2024年3月31日 |
| （ホ）効力発生日 | 2024年6月28日 |

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の計上等によるものである。

（内、評価性引当額は31百万円である。）

２．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用している。また「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、主に短期的な運転資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社から、借入で調達している。また、余剰資金については、旭化成株式会社へ貸付を行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

デリバティブは主に為替の変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクを軽減することを目的として利用しており、投機目的の取引はない。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、未収還付法人税等、未収消費税等、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略している。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額(※) | 時価(※) | 差額 |
|---|---|---|---|
| （1）デリバティブ取引 | 24 | 24 | － |
| （2）投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 173 | 173 | － |
| （3）（長期）預り保証金 | (1,541) | (1,541) | － |

（※）負債に計上されているものについては、(　)で示している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）デリバティブ取引

為替予約の時価については、金融機関から提示された価格等によっている。

（2）投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっている。

（３）預り保証金

預り保証金の時価については、預り期間が見積もれる場合はその期間で割引計算を行っている。

（注２） 非上場株式(貸借対照表計上額212百万円)は、市場価格がないため「（２）投資有価証券」には含めていない。

（注３） 関係会社株式(貸借対照表計上額2,549百万円)は、市場価格がないため注記していない。

(関連当事者との取引に関する注記)

１．親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 当該株式会社の議決権等の所有割合 | 当該関連当事者の議決権等の所有割合 | 当該関連当事者との関係 | 取引の内容 | 科目 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 旭化成㈱ | － | 直接所有 100% | 商品の販売 | 当社商品の販売（注２・３・４） | 売上高 | 7,491 | 売掛金 | 1,814 |
| | | | | 商品の仕入 | 商品の購入（注２・３・５） | 仕入高 | 43,919 | 買掛金 | 10,485 |
| | | | | 資金の借入 | 資金の返済（注１） | － | 1,661 | 短期借入金 | 4,924 |

２．兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 当該株式会社の議決権等の所有割合 | 当該関連当事者の議決権等の所有割合 | 当該関連当事者との関係 | 取引の内容 | 科目 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | 旭化成国際貿易(上海)有限公司 | － | － | 商品の販売 | 当社商品の販売（注３） | 売上高 | 3,571 | 売掛金 | 1,136 |
| 親会社の子会社 | Asahi Kasei Fibers Italia s.r.l. | － | － | 商品の販売 | 当社商品の販売（注３） | 売上高 | 2,019 | 売掛金 | 831 |
| 親会社の子会社 | 旭化成建材㈱ | － | － | 商品の仕入 | 商品の購入（注２・３・６） | 仕入高 | 9,891 | 買掛金 | 4,735 |
| 親会社の子会社 | ＰＳジャパン㈱ | － | － | 商品の仕入 | 商品の購入（注２・３・７） | 仕入高 | 5,442 | 買掛金 | 829 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の借入については、旭化成のグループルールによる。

なお、資金の借入及び返済の金額は、期首の借入金残高と期末の借入金残高との差額である。

（注２）取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

（注３）価格その他の取引条件は、市場実績を勘案して価格交渉等により決定されている。

（注４）取引金額は総額で記載しているが、当社は代理人としての会計処理を採用し、損益計算書上は売上と仕入を相殺した純額で計上している。これらの取引における売上計上金額は相殺後で5,284百万円である。

（注５）取引金額は総額で記載しているが、当社は代理人としての会計処理を採用し、損益計算書上は売上と仕入を相殺した純額で計上している。これらの取引における仕入計上金額は相殺後で18,252百万円である。

（注６）取引金額は総額で記載しているが、当社は代理人としての会計処理を採用し、損益計算書上は売上と仕入を相殺した純額で計上している。これらの取引における仕入計上金額は相殺後で606百万円である。

（注７）取引金額は総額で記載しているが、当社は代理人としての会計処理を採用し、損益計算書上は売上と仕入を相殺した純額で計上している。これらの取引における仕入計上金額は相殺後で113百万円である。

（１株当たり情報に関する注記）

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 947,079円51銭 |
| １株当たり当期純利益金額 | 62,226円97銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項なし。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

第５１期

# 附　属　明　細　書

２０２３年４月　１日から

２０２４年３月３１日まで

旭化成アドバンス株式会社

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

| 区分 | 資産の種類 | 期首帳簿価額 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 期末帳簿価額 | 減価償却累計額 | 期末取得原価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 有形固定資産 | 建物 | 120 | － | － | 9 | 111 | 174 | 286 |
| | 建物附属設備 | 79 | 7 | － | 11 | 74 | 145 | 219 |
| | 構築物 | 14 | 2 | － | 3 | 13 | 132 | 145 |
| | 機械及び装置 | 186 | 14 | 0 | 55 | 145 | 440 | 585 |
| | 車両運搬具 | 0 | － | － | － | 0 | 6 | 6 |
| | 工具、器具及び備品 | 24 | 7 | 0 | 8 | 23 | 208 | 231 |
| | 土地 | 212 | － | － | － | 212 | － | 212 |
| | リース資産 | 25 | － | － | 7 | 18 | 25 | 43 |
| | 計 | 661 | 29 | 0 | 93 | 597 | 1,130 | 1,727 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 542 | 51 | 0 | 234 | 358 | | |
| | その他 | 485 | 435 | 21 | 1 | 897 | | |
| | 計 | 1,027 | 486 | 21 | 235 | 1,256 | | |

2．引当金の明細

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 貸倒引当金 | 116 | 1 | 8 | 109 |
| 退職給付引当金 | 1,832 | 161 | 144 | 1,849 |

3．販売費及び一般管理費の明細

| 科目 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|
| | 百万円 | |
| 運賃・保管料・荷役料 | 1,258 | |
| 販売手数料 | 127 | |
| 広告宣伝費 | 53 | |
| 給与・賞与等 | 4,674 | |
| 退職給付費用 | 241 | |
| 業務委託費 | 433 | |
| 資産賃借料 | 641 | |
| 飲食費 | 121 | |
| 交際費 | 31 | |
| 旅費交通費・渡航費 | 425 | |
| 通信費 | 105 | |
| 消耗品費 | 57 | |
| 減価償却費 | 333 | |
| 租税公課 | 113 | |
| 保険料 | 147 | |
| その他 | 898 | |
| 計 | 9,657 | |

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

# 監査報告書

私監査役は、２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第５１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣ Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２４年6月１１日

旭化成アドバンス株式会社

常勤監査役　加藤洋一

# 旭化成アドバンス株式会社
# 監査結果報告書

**2024 年 6 月 10 日**

**PwC Japan 有限責任監査法人**

pwc

Strictly private and confidential

# 目次


**I. 監査の概要 ..... 1**

1. 監査の種類と基準 ..... 1
2. 取締役会、監査役及び監査人（監査責任者を含む）の責任 ..... 1
3. 監査の方法の概要 ..... 2
4. 監査チームの体制等 ..... 6
5. コミュニケーションの概要 ..... 8
6. 監査範囲の制約 ..... 8

**II. 監査の結果 ..... 9**

1. 監査意見 ..... 9
2. 会計方針の変更 ..... 9
3. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価 ..... 9
4. 内部統制に関する事項 ..... 9
5. 不正、誤謬及び違法行為に関する事項 ..... 10
6. 重要な後発事象 ..... 10
7. その他の報告事項 ..... 10
8. その他の記載内容 ..... 10
9. 監査人が要請した経営者確認書の草案 ..... 10

**III. 品質管理のシステムの整備・運用状況 ..... 11**

1. 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要 ..... 11
2. 監査事務所の品質管理のシステムの外部レビュー又は検査結果 ..... 11

**IV. 独立性 ..... 11**

1. 監査証明業務及び非監査業務の報酬の額、並びにこれに係る阻害要因の評価及び講じられた対応策 ..... 11
2. その他の認識した独立性に対する阻害要因と講じられた対応策 ..... 11

# I. 監査の概要

## 1. 監査の種類と基準

（1）監査の種類とその対象

会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査証明を行うに当たり、その対象とした貴社第 51 期事業年度の計算書類等は、以下のとおりです。

計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）並びにその附属明細書

また、旭化成株式会社（以下、「旭化成」）の連結財務諸表監査及び四半期レビュー、並びに内部統制の監査のため、以下を対象に手続を実施しました。

① 旭化成の連結財務諸表及び連結計算書類作成のために貴社が提出する標準連結フォームに対する、旭化成監査チームの依頼と指示に基づく特定勘定残高等に対する監査 （以下、「特定勘定残高等監査」）
② 旭化成の四半期連結財務諸表作成のために貴社が提出する標準連結フォームに対する、四半期レビュー （以下、「四半期レビュー」）
③ 旭化成監査チームの依頼と指示に基づく内部統制に関する監査 （以下、「内部統制監査」）

なお、会社法の財務諸表監査を行うにあたり、上記③内部統制監査に関する監査手続の結果を利用しています。

（2）監査に関する法令及び規程

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。
監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、日本公認会計士協会の監査基準報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。

## 2. 取締役会、監査役及び監査人（監査責任者を含む）の責任

取締役会は会社の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する機関であり、監査役は取締役の職務の執行を監査する機関であります。これに対し、監査人は会社が作成した計算書類等を監査する立場にあります。

すなわち、会社法監査の対象となる計算書類等の作成責任は貴社（経営者）にあり、当監査法人の責任は独立の立場から当該計算書類等に対する意見を表明することにあります。
その他の記載内容（事業報告及びその附属明細書）についても貴社（経営者）に作成責任があり、当監査法人はその他の記載内容を通読し、その他の記載内容と計算書類等又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討することが求められています。ただし、監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれず、監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではありません。
また、監査責任者は、品質管理基準報告書第 1 号及び第 2 号で求められる監査事務所が定める品質管理システムに準拠し、実施する監査業務の全体的な品質の管理と達成に対する責任を負います。

## 3. 監査の方法の概要

（1）認識した重要な虚偽表示リスクとその対応手続

監査計画説明時点で当監査チームが認識していた貴社における重要な虚偽表示リスク及びそのリスク対応手続に関する結果は以下のとおりです。

| 特別な検討を必要とするリスク | マネジメントの対応・内部統制 | 監査上の対応 | 結　果 |
|---|---|---|---|
| <u>経営者による内部統制の無効化</u><br><br>貴社の年初予算や中期経営計画において設定された予算を達成するために、経営者自らが内部統制を無効化して計算書類等に重要な虚偽表示を行うリスクがあります。<br>なお、監査の基準において、経営者による内部統制を無効化するリスクの程度は企業によって異なるが、全ての企業に存在すると規定されており、全ての財務諸表監査において特別な検討を必要とするリスクとして取り扱われる項目となります。 | 旭化成グループの一員として全社的な内部統制を整備・運用しています。<br>経営者の姿勢は「経営者の姿勢及び行動」として文書化されており、行動及びその他の方法によって誠実性、倫理的価値観、適正な財務報告の必要性を従業員に伝え、理解させています。「経営者の姿勢及び行動」は非現実的な業績達成の圧力を規制しています。 | ✓ 全社的な内部統制が有効に整備・運用されていることを検証しました。<br>✓ 事業リスクの把握を目的として経営者とのディスカッションを実施しました。<br>✓ 監査役との不正に関するディスカッションを実施しました。<br>✓ 株主総会、取締役会、経営会議等の議事録の査閲、重要な契約書の査閲を行い、リスクを伴う取引や異常な取引の有無を検討しました。<br>✓ コンピュータを用いた取引記録の分析調査を実施しました。<br>✓ 重要な会計上の見積りについて、経営者の偏向の有無を検証しました。<br>✓ 重要な非経常取引についての事業上の合理性を検討しました。<br>✓ 実施する監査手続の種類、時期及び範囲の選択に当たって、貴社が想定しない要素を組込みました。<br>✓ その他不正により発生する重要な虚偽表示リスクに対応した手続を実施しました。 | 以下を除き、報告すべき重要事項は認識されませんでした。<br><br>【検出事項】<br>予測不可能な監査手続の実施において、2022年5月に稼働開始した貸与固定資産（検査用機器）の本勘定振替が2023年6月に行われているものが1件ありました。 |

| 特別な検討を必要とするリスク | マネジメントの対応・内部統制 | 監査上の対応 | 結　果 |
|---|---|---|---|
| 収益認識に関する不正リスク（実在性）<br><br>貴社の年初予算や中期経営計画において特に重視されている経営指標は売上高と営業利益であり、これらの計数目標を達成できない状況が生じた場合、予算を達成するために、販売システムを経ずに会計システムに直接架空の売上を入力することで重要な虚偽表示を行うリスクがあります。<br>なお、監査の基準において、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、リスクの識別・評価を行うことが規定されており、営利企業の財務諸表監査において、通常、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱われる項目となります。 | 経営会議等において事業ごとの損益状況をモニタリングすることで、不正な収益認識がないことを確認しています。<br>また、売上取引に関連する内部統制を整備・運用することで、不正な収益認識が行われるリスクを低減しています。 | ✓ 売上取引に関連する内部統制が有効に整備・運用されていることを検証しました。<br>✓ 会計システムに直接入力された売上について、計上根拠証憑との照合や取引の経済的合理性についての質問を実施することで、当該売上取引の実在性を検証します。 | 報告すべき重要事項は認識されませんでした。 |

（2）内部統制の整備及び運用状況についての主な実施手続

計算書類等の監査の一環として評価すべき内部統制項目のうち、内部統制監査の目的で旭化成監査チームより指示をうけた下記項目については、内部統制監査と一体として評価を行いました。

- ✓ 全社的な内部統制
- ✓ 全社的な決算・財務報告プロセス

また、これらに加えて、計算書類等の監査を実施する目的で、下記の項目を評価しました。

- ✓ IT 全般統制
- ✓ IT 業務処理統制
- ✓ 以下の業務プロセスに係る内部統制
  - 売上・売掛金プロセス
  - 仕入・買掛金プロセス
  - 棚卸資産プロセス
  - 給与プロセス
  - 資金プロセス

なお、給与プロセス及び資金プロセスについては、旭化成に業務委託を行っているため、旭化成監査チームによる両プロセスの内部統制の評価結果を入手しました。

（3）主要な監査手続

① 実査、立会及び確認

主要な実証手続として、実査、立会及び確認を実施しました。それぞれの実施状況は以下のとおりです。

ⅰ）実 査

| 対象項目 | 実施時期 | 対象範囲 |
|---|---|---|
| 現金 | 2024 年 4 月 11 日<br>2024 年 4 月 12 日 | 大阪支社（全件）<br>東京本社（全件） |
| 受取手形 | 2024 年 4 月 11 日<br>2024 年 4 月 12 日 | 大阪支社（全件）<br>東京本社（全件） |

実査の結果として、特記すべき事項はありませんでした。

ⅱ）立 会

| 対象項目 | 実施時期 | 対象範囲 |
|---|---|---|
| 製品 | 2024 年 3 月 4 日 | グンセン株式会社 |

立会の結果として、特記すべき事項はありませんでした。

ⅲ）確　認

| 対象項目 | 実施時期（基準日） | 対象範囲・発送/回答状況等 |
|---|---|---|
| 銀行残高 | 2024 年 3 月末 | 全件（9 件）<br>全件回収しました。 |
| 電子記録債権・債務 | 2024 年 3 月末 | 全件（9 件）<br>全件回収しました。 |
| 売掛金 | 2024 年 1 月末 | 一定金額以上及び無作為抽出（12 件）<br>全件回収しました。 |
| 外部保管在庫 | 2024 年 2 月末 | 無作為抽出（7 件）<br>全件回収しました。 |
| 買掛金 | 2024 年 1 月末 | 一定金額以上及び無作為抽出（7 件）<br>全件回収しました。 |
| 預り保証金 | 2024 年 3 月末 | 無作為抽出（4 件）<br>全件回収しました。 |
| 退職給付債務 | 2024 年 3 月末 | 全件（1 件）<br>全件回収しました。 |

回答金額と帳簿金額の一致を確かめ、差異金額については差異調整過程を検証しました。
残高確認の結果として、特記すべき事項はありませんでした。

② その他主要な手続

ⅰ）会計上の見積りの監査

以下のような重要な会計上の見積りについては、監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」に基づき、必要な監査手続を実施しました。

具体的には、会計上の見積りに関連する会社のプロセス（内部統制）を理解したうえで、経営者の偏向に留意し、重要な仮定の合理性、使用されるデータの正確性・網羅性及び測定方法（該当する場合にはモデルを含む）の妥当性の検討等を実施しました。また、会計上の見積りに事業計画が影響する場合には、過去の見積りに対する実績との比較を実施し、前期見積りと実績に乖離がある場合には、その乖離理由を把握するのに留まるのではなく、把握した内容が将来に及ぼす影響を検討しました。

（例　示）
（ア）債権の回収可能性
（イ）棚卸資産の評価
（ウ）固定資産の評価
（エ）有価証券の評価
（オ）為替予約の時価評価
（カ）繰延税金資産の回収可能性
（キ）未払法人税等の見積り
（ク）未払賞与の見積り
（ケ）退職給付引当金の見積り

ⅱ）重要な判断を必要とする領域

財務諸表等に重大な影響を及ぼす可能性があり、重要な判断を必要とする領域として、監査基準報告書 220 の A92 項に基づき識別し、特別な検討を必要とするリスクやその他の重要な虚偽表示リスクに関連する項目、及びその他の重要な領域（関連当事者取引、子会社株式の評価等）は、業務執行社員による監査調書の査閲を実施しました。

iii）後発事象の監査

重要な後発事象の有無及び開示の妥当性については、監査基準報告書 560「後発事象」及び監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき、必要な監査手続を実施しました。

この検討結果については、「II. 監査の結果 6. 重要な後発事象」に記載しています。

iv）顧問弁護士の確認書の入手

訴訟事件等に関して、旭化成監査チームから訴訟事件等に関する手続結果を入手しました。その結果として、特記すべき事項はありませんでした。

v）計算書類等の表示方法の監査

監査対象の計算書類等の表示方法が「会社計算規則」に準拠しているかどうかについて検討しました。

## 4. 監査チームの体制等

（1）監査実施者の構成

① 業務執行社員

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員 | 新 田 將 貴 | （継続監査年数 1 年） |

② 監査補助者

| | |
|---|---|
| マ ネ ー ジ ャ ー | 荒 川 誓一朗 |
| 補 助 者 | 本 田 真 弓 |
| 補 助 者 | 鎌 形 瑠 加 |
| 補 助 者 | 綿 貫 春 他 |

③ IT の専門家

須 田 真 由

IT を利用した情報システムに関連する内部統制の整備及び運用状況の評価に当たっては、当監査法人の IT の専門家によるレビューを実施しました。

当期に新田將貴は、あらたに貴社の業務執行社員となりました。前任の業務執行社員天野祐一郎及び監査チーム内でのミーティング並びに監査調書の査閲を通じて、監査上の判断を要する重要な領域、特別な検討を必要とするリスク、監査責任者として重要と認識するその他の領域について内容を確認しました。

（2）監査、レビュー日程及び往査場所

| | 往査場所 | 日　程 |
|---|---|---|
| 第 1 四半期レビュー | リモート | 2023 年 7 月 19 日～7 月 31 日 |
| 監査計画概要説明 | 本社 | 2023 年 7 月 31 日 |
| 全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセス | リモート | 2023 年 9 月 6 日 |
| 第 2 四半期レビュー | リモート | 2023 年 10 月 17 日～10 月 20 日 |
| 経営者とのディスカッション | 本社 | 2023 年 10 月 17 日 |
| 監査役との不正リスクに関するディスカッション | 本社 | 2023 年 10 月 20 日 |
| 内部統制の整備評価<br>• 売上、売上債権プロセス<br>• 仕入、仕入債務プロセス<br>• 売上原価、棚卸資産プロセス<br>人件費プロセス | 大阪支社<br>九州支社<br>本社 | 2023 年 11 月 27 日～12 月 15 日 |
| 期中往査<br>（2023 年 4 月～10 月までの取引を対象としたサンプルテストなど） | リモート | 2023 年 12 月 4 日～12 月 15 日 |
| 全社的な観点から評価する決算・財務報告プロセス | リモート | 2023 年 12 月 15 日 |
| 第 3 四半期レビュー | リモート | 2024 年 1 月 22 日～1 月 25 日 |
| IT 全般統制、IT 業務処理統制の評価 | リモート | 2024 年 3 月 7 日 |
| 期中往査<br>（2023 年 11 月～2024 年 2 月までの取引を対象としたサンプルテストなど） | リモート | 2024 年 3 月 25 日～3 月 29 日 |
| 実査 | 本社<br>大阪支社 | 2024 年 4 月 11 日<br>2024 年 4 月 12 日 |
| 全社的な内部統制の評価 | リモート | 2024 年 4 月 27 日 |
| 特定勘定残高等の期末監査 | リモート | 2024 年 4 月 11 日～5 月 8 日 |
| 会社法目的の期末監査 | リモート | 2024 年 5 月 13 日～6 月 10 日 |
| 事務所内審査等 | 弊社事務所 | 2024 年 6 月 10 日 |

## 5. コミュニケーションの概要

（1）取締役等とのコミュニケーション

当期の監査に関する取締役等とのコミュニケーションは、以下のように行いました。

| | 対 象 者 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|
| 2023 年 7 月 31 日 | 取締役常務執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 監査計画概要説明 |
| 2023 年 7 月 31 日 | 取締役常務執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 第 1 四半期レビュークリアランス |
| 2023 年 10 月 17 日 | 代表取締役社長<br>八神　正典　氏<br>取締役常務執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 経営者とのディスカッション |
| 2023 年 10 月 20 日 | 取締役常務執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 第 2 四半期レビュークリアランス |
| 2024 年 1 月 25 日 | 取締役常務執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 第 3 四半期レビュークリアランス |
| 2024 年 4 月 26 日 | 取締役副社長執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 特定勘定残高等監査のクリアランス |
| 2024 年 6 月 10 日 | 取締役副社長執行役員<br>管理本部長　高橋　克法　氏 | 会社法監査結果報告 |

（2）監査役等とのコミュニケーション

監査の過程において、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」に基づき、貴社監査役等と以下のコミュニケーションを行いました。

| 実 施 日 | 対 象 者 | 主 な 内 容 |
|---|---|---|
| 2023 年 7 月 31 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 監査計画概要説明 |
| 2023 年 7 月 31 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 第 1 四半期レビュークリアランス |
| 2023 年 10 月 20 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 第 2 四半期レビュークリアランス |
| 2023 年 10 月 20 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 不正リスクに関するディスカッション |
| 2024 年 1 月 25 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 第 3 四半期レビュークリアランス |
| 2024 年 4 月 26 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 特定勘定残高等監査のクリアランス |
| 2024 年 6 月 10 日 | 常勤監査役　加藤　洋一　氏 | 会社法監査結果報告 |

## 6. 監査範囲の制約

当監査法人が、リスク・アプローチに基づき、必要と認めて計画した監査手続のうち、実施できなかった手続はありませんでした。

また、「経営者確認書」に記載されているとおり、監査の実施に必要な情報はすべて当監査法人に提供されました。

よって、当監査法人の監査範囲に制約はありませんでした。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための基礎を得たと判断しています。

# II. 監査の結果

## 1. 監査意見

会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査の結果、当監査法人は 2024 年 6 月 10 日付で以下の「無限定適正意見」を表明しました。

（1）計算書類等

計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（2）特定勘定残高等監査及び四半期レビュー、並びに内部統制監査

①特定勘定残高等監査
2024 年 5 月 8 日付で、標準連結フォームにおける、旭化成監査チームの依頼と指示に基づく特定勘定残高等が旭化成株式会社の指示に準拠して作成されているものと認める旨を、旭化成監査チームに報告しました。

②四半期レビュー
四半期レビュー手続を実施した結果、各四半期の標準連結フォームに旭化成監査チームから指示を受けた重要性の基準値を超過する未修正又は修正済みの検出事項がなかったことを、旭化成監査チームに報告しました。

③内部統制監査
2024 年 5 月 8 日付で、内部統制監査の結果について、重要な不備が識別されなかった点について、旭化成監査チームに対して報告しました。

## 2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 3. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価

監査の過程で集計した虚偽表示はありません。

## 4. 内部統制に関する事項

監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」で規定されている、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備につき、該当事項はありません。

## 5. 不正、誤謬及び違法行為に関する事項

（1）監査人が発見した取締役・執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実

監査の過程で、取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は発見されませんでした。

（2）監査人が発見した重要な虚偽表示をもたらす不正又はその兆候
（重要な虚偽表示をもたらす違法行為を含む。）

該当事項はありません。

（3）監査役等が職務遂行上発見した不正、誤謬若しくは違法行為又はそれらの兆候

該当事項はありません。

## 6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 7. その他の報告事項

（1）ASAHI KASEI ADVANCE VIETNAM CO., LTD.株式評価について

2020 年 3 月期において、ASAHI KASEI ADVANCE VIETNAM CO., LTD.（以下「AKAV」という）は、旭化成の繊維グループとしてエアバッグ市場における事業拡大を目指し、エアバッグ縫製ビジネスへの新規参入を目的に設立されました。

当初の投資提案時においては AKAV 社を 2023 年 3 月期に黒字化する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症や半導体不足の影響により販売数量が計画に対し未達であったことや、顧客への販売価格提示時に、見積製造原価に含める項目を一部含んでいなかったため、計画利益率よりも悪化したことで、当初計画に対して大幅に未達の状況でありました。

2024 年 3 月期において、顧客との販売価格の値上げ交渉の結果、値上げが実現し利益率が改善したため、年間での計画を下回ったものの、下期実績は年初予算と近い水準となり、翌期には当期に実施した販売価格の値上げによる利益率の改善が年間通じ生じる見通しであることから、業績は上向くことが想定されます。

このような状況により、2024 年 3 月末時点において、AKAV の純資産額 328 百万円は投資額 667 百万円の 50%を下回る水準にありますが、年初予算及び中期経営計画を基礎とした事業計画において 2028 年 3 月期までに回復可能性があると判断し、評価損を計上していません。

翌期以降に実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、減損処理の要否を検討する必要があることにご留意下さい。

## 8. その他の記載内容

監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に従って、その他の記載内容（事業報告及びその附属明細書）を入手し、通読した結果、以下のとおりです。

（1）その他の記載内容と計算書類等との間に重要な相違はありませんでした。
（2）その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違はありませんでした。

## 9. 監査人が要請した経営者確認書の草案

経営者確認書の草案は添付の通りです。

# III.品質管理のシステムの整備・運用状況

## 1. 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要

別添の「会計監査人の職務遂行に関する事項の通知」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）をご参照ください。

## 2. 監査事務所の品質管理のシステムの外部レビュー又は検査結果

別添の「外部機関による検査等の結果について」をご参照ください。

# IV.独立性

監査チーム及び必要な範囲の監査事務所の他の構成員、監査事務所、並びに該当する場合ネットワーク・ファームは、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守しました。

## 1. 監査証明業務及び非監査業務の報酬の額、並びにこれに係る阻害要因の評価及び講じられた対応策

監査人の独立性に影響を与えると判断される事項のうち、当監査法人が貴社に対して提供した監査証明業務及び非監査業務の報酬の額は以下のとおりです。

（単位：千円）

| | 監査証明業務に基づく報酬 | 非監査証明に基づく報酬 |
|---|---|---|
| PwC Japan 有限責任監査法人 | 15,600 | - |

監査証明業務に基づく報酬の額に係る独立性に対する阻害要因は、自己利益又は不当なプレッシャーの阻害要因の水準に影響を与えないものと判断しております。
また、監査証明業務に基づく報酬に対する非監査証明業務に基づく報酬の割合の独立性に対する阻害要因は、許容可能な水準にあるものと判断しております。

## 2. その他の認識した独立性に対する阻害要因と講じられた対応策

認識した独立性に対する阻害要因はありません。

以　上

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.
PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.